

5 年 保 存 令和12年 3 月 31 日 満了

F N o . - 01010802

崎 刑（支 援）第 331 号

崎 広（被）第 219 号

崎 安（企）第 359 号

崎 サ（企）第 380 号

崎 交 企（企）第 215 号

崎 公（企）第 91 号

令 和 7 年 3 月 5 日

各 部 長

殿

各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

再被害防止要綱の制定について（通達）

再被害防止については、別添のとおり再被害防止要綱を定め、令和 7 年 3 月 24 日から施行することとしたので、通達する。

なお、「再被害防止対象者の指定状況等及び被害者連絡実施状況の報告要領について（通達）」（令和 3 年 10 月 7 日付け崎刑（企）第 208－2 号ほか）及び「再被害防止のための刑事施設等との連携、再被害防止対象者への関連情報の教示について（依命通達）」（令和 4 年 3 月 24 日付け崎刑（支援）第 46 号）は、令和 7 年 3 月 23 日限りで廃止する。

別添

再被害防止要綱

第1 目的

本要綱は、犯罪の被害者又はその親族（以下「被害者等」という。）が、検挙した当該犯罪の被疑者（以下「加害者」という。）から再び危害を加えられる事態を防止するため、被害者等の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 再被害防止対象者

被害者等のうち、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者の再犯により、生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的かつ継続的な再被害防止措置を講ずる必要があるとして、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する者をいう。ただし、「長崎県保護対策実施要綱の制定について（通達）」（令和6年10月18日付け崎組（行企）第17号ほか）第2の2の保護対象者を除く。

また、被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者をいう。）について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合には、本要綱を準用して必要な措置を講ずるものとする。

第3 再被害防止対象者の指定

1 指定上申

- (1) 犯罪の被疑者を検挙した警察署は、被害者等を再被害防止対象者に指定する必要を認めた場合には、警察本部の事件主管課の長（以下「本部担当課長」という。）と協議の上、別記様式第1号の再被害防止対象者の指定・解除に関する上申書（以下「指定・解除に関する上申書」という。）により本部担当課長を介して本部長に上申するものとする。
- (2) 被害者等からの相談、関係機関からの通報等を受理した場合には、当該相談等に関係する所属の長は、再被害防止対象者について指定の要否を検討し、その必要を認めたときは、本部長に上申するものとする。

2 指定

- (1) 本部長は、前記1による上申があった被害者等が再被害防止対象者に該当すると認める場合には、当該被害者等を同対象者に指定するものとする。
- (2) 本部長は、前記(1)により当該被害者等を同対象者に指定する場合は、併せて当該対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、一の警察署を再被害防止措置実施警察署（以下「実施警察署」という。）に指定するとともに、指定期間を通知するものとする。

第4 再被害防止措置の体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連携を保持し実施するものとする。

1 本部担当課長

本部担当課長は、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約及び分析するとともに、実施警察署を指導するものとする。

2 実施警察署

(1) 実施警察署長

実施警察署の長（以下「実施警察署長」という。）は、再被害防止措置について、総合的な体制を確立するとともに、関係所属と連携の上、同措置の実施に当たるものとする。

(2) 実施警察署担当者

実施警察署長が指定した実施警察署に所属する警部以上の階級にある者は、当該実施警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たるものとする。

3 本部被害者等支援担当課長

(1) 警察本部の被害者等支援に関する総合調整を担当するため、本部被害者等支援担当課長を置き、警務部広報相談課長をもって充てる。

(2) 本部被害者等支援担当課長は、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、本部担当課長からの連絡によりその状況を把握するとともに、本部担当課長に対し、本要綱の運用及び被害者等支援に関連する事項について助言及び協力をするものとする。

第5 再被害防止措置の実施

1 再被害防止対象者としての該当性に関する検討

犯罪を検挙した警察署長は、再被害防止対象者の指定等に伴い、再被害のおそれの有無について検討するに当たっては、加害者の取調べ、被害者その他の関係者からの事情聴取、情報収集等を積極的に行うとともに、別記様式第2号の再被害防止対象者指定検討書を作成し、その結果に基づき、加害者の性格、加害者と被害者との関係、犯罪の態様、犯行動機等を分析し、再被害防止対象者としての該当性について判断するものとする。

2 関連情報の収集等

実施警察署長及び本部担当課長は、再被害防止措置の実施に必要な関連情報（以下「関連情報」という。）を収集するものとする。

なお、関連情報は、適正に管理し、秘密を厳守しなければならない。

3 再被害防止対象者に対する措置

実施警察署長及び本部担当課長は、再被害防止対象者への連絡体制を確立し、要望等を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を実施するものとする。

なお、加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について、再被害防止対象者から教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、当該関連情報を教示しなければならない。

4 加害者に対する措置

実施警察署長及び本部担当課長は、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとし、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

5 本部被害者等支援担当課長等への報告等

実施警察署長は、再被害防止対象者が指定された場合には、別記様式第3号

の再被害防止措置実施経過報告書を作成し、加害者に関する把握事項や再被害防止の措置状況などについて記録するとともに、必要に応じて随時、その経過を、本部担当課長が所属する部の長及び本部被害者等支援担当課長に報告及び共有するものとする。

第6 指定の解除等

1 指定の解除

指定期間を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

2 延長等の上申

(1) 指定期間の延長

実施警察署長は、指定期間の延長について、指定期間経過前にその要否を検討し、延長の必要があると認める場合は、期間を定めて、別記様式第4号の再被害防止対象者の指定期間延長に関する上申書により本部長に上申するものとする。

(2) 指定期間内の解除

実施警察署長は、指定期間内であっても、再被害防止対象者の指定の必要がなくなったと認める場合は、指定・解除に関する上申書により、指定の解除について、本部長に上申するものとする。

(3) 決定

本部長は、前記(1)及び(2)による延長等の上申を受けた場合は、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の要否を決定するものとする。

第7 連携

1 刑事施設等

本部担当課長は、再被害防止措置の実施に当たり、検察庁、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。また、受刑者を収容する少年院を含む。）、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

2 関係警察署との連携

(1) 実施警察署長は、再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属する場合は、本部担当課長を経由して当該警察署の長に協力を依頼するものとする。

(2) 本部担当課長は、都道府県警察間の連携等について必要がある場合には、警察庁又は管区警察局による調整を求めるものとする。

第8 報告

本部担当課長は、再被害防止対象者の指定状況等について、警察庁に対し定期的又は随時に報告するものとする。

第9 その他

本要綱に定めるもののほか、本要綱の運用に関し必要な留意事項は、刑事部長が定める。

【様式省略】